

南レク公園施設利用料金

令和7年4月1日適用

公園	項目	新利用料金	備考	
1号公園	南楽園	大人	320 改定	
		小中高生	160 改定	
		特別割引(高齢・身障・療養・精神および介護者)	160 改定	
		特別割引小人(高齢・身障・療養・精神および介護者)	無料	
		団体大人	260 20名以上 改定	
		団体小人	130 20名以上 改定	
		団体特別割引(高齢・身障・療養・精神および介護者)	130 20名以上 改定	
		パスポート1人用	1,140 購入日より1年間 改定	
	パスポート2人用	2,080 購入日より1年間 改定		
	ファミリーパーク	ローラースケート	320 改定	
		イベント広場	無料	
	オートキャンプ場	個別サイト基本料金(宿泊)	4,050 14番サイト以外 改定	
		個別サイト基本料金(宿泊)	4,500 14番サイト 改定	
		個別サイト基本料金(日帰)	2,290 改定	
時間延長		1,145 改定		
フリーサイト基本料金(宿泊)		2,890 改定		
フリーサイト基本料金(日帰)		1,140 改定		
	時間延長	570 改定		
3号公園	野球場	4時間以内	3,670 改定	
		8時間以内	7,340 改定	
		8時間超	11,010 改定	
		照明料	7,680	
	テニスコート	2時間以内	270 改定	
		4時間以内	540 改定	
		6時間以内	810 改定	
		8時間以内	1,080 改定	
		8時間超	1,620 改定	
		照明料	440 改定	
	多目的広場	4時間以内	1,880 改定	
		8時間以内	3,760 改定	
		8時間超	5,640 改定	
		照明料	1,730 改定	
	屋内運動場	4時間以内	1,760 改定	
		8時間以内	3,520 改定	
		8時間超	5,280 改定	
	球技広場	4時間以内	1,880 改定	
		8時間以内	3,760 改定	
		時間外	1,880 改定	
	大森山キャンプ	高校生以上 1人1回	220 改定	
		小・中学生 1人1回	100	
		高校生以上 1人1回 団体	180 20名以上 改定	
		小・中学生 1人1回 団体	80 20名以上	
4号公園	テニスコート	2時間以内	270 改定	
		4時間以内	540 改定	
		6時間以内	810 改定	
		8時間以内	1,080 改定	
		8時間超	1,620 改定	
		照明料	440 改定	
	カート	1台1周	320 改定	
		回数券(1台6周)	1,730 改定	
5号公園	御荘プール	大人	670 改定	
		中高生	320 改定	
		小学生	220 改定	
		幼児	100	
		大人(団体)	540 20名以上 改定	
		中高生(団体)	260 20名以上 改定	
		小学生(団体)	180 20名以上 改定	
		幼児(団体)	80 20名以上 改定	
	テニスコート	2時間以内	270 改定	
		4時間以内	540 改定	
		6時間以内	810 改定	
		8時間以内	1,080 改定	
		8時間超	1,620 改定	
		照明料	440 改定	
	多目的広場	特別協賛割引	5割引以内	
		4時間以内	880 改定	
		8時間以内	1,760 改定	
		8時間超	2,640 改定	
	照明料	1,650 改定		
	特別協賛割引	5割引以内		
7号公園	松軒山	ジャンボスライダー1人1回	220 改定	
		ジャンボスライダー回数券(11回)	2,200 改定	
1号	付属設備	南楽園 茶室小間 1日1回	1,510 改定	
		南楽園 茶室大間 1日1回	1,880 改定	
		オートキャンプ場 温水シャワー	200	
		オートキャンプ場 洗濯機	200	
		オートキャンプ場 乾燥機	200	
		オートキャンプ場 バレルサウナ	2,700	
		3号	野球場 スコアボード	1,210 改定
			野球場 ピッチングマシーン	560 改定
			野球場 温水シャワー	100
			多目的広場 温水シャワー	100
			大森山キャンプ場 温水シャワー	100
			テニスコート 温水シャワー	100
4号	御荘プール ロッカー	100		
5号	日振島公園 シャワー	100		
6号	日振島公園 ロッカー	100		

\*第1号南予レクリエーション都市公園のオートキャンプ場の宿泊利用又は日帰り利用に係わる時間帯の前後それぞれ2時間の範囲内で利用時間を延長して利用する場合は、使用料の額に日帰り利用の使用料の2分の1の額を加算した額とする。

\*第3号南予レクリエーション都市公園の多目的広場の一部を専用利用する場合は、使用料の額から当該料金の2分の1の額を減じた額とする。